

村上海賊グルメ試作開発補助金交付要綱

第1条. 交付目的

本補助金は、日本遺産村上海賊にちなんだご当地グルメ・メニューの試作品開発等を支援し、その商品の販売につなげることで、日本遺産村上海賊のPRと地域の活性化を促進することを目的として村上海賊因島振興協議会（以下、本協議会）が交付する。

第2条. 補助金予算

本補助金は下記の第3条、第4条、第5条を満たす申請者に対し、試作品の開発費用として30万円（1事業者につき最大で5万円）を上限とし、交付する。

第3条. 補助対象者

本補助金の交付対象となる者は、別表1の『補助事業対象者』に掲げるものとする。

第4条. 補助対象経費

本補助金は、補助対象事業に要する別表2の『補助対象経費』に掲げる経費を別表2の『補助率』及び『補助上限』に基づき第2条の補助金予算の範囲内で交付する。

第5条. 補助条件

本補助金の対象は別表3の『補助該当条件』に掲げる条件を満たす試作品の開発に係る経費とする。

第6条. 交付申請

本補助金の申請期限は令和4年2月28日までとし、本協議会への試作品の提出と合わせ、別紙1『補助金交付申請書』を提出しなければならない。なお、試作品の提出に際し生じるその食材費（実費）は本補助金とは別に本協議会が全額負担する。

第7条. 使用許可

本補助金の交付を受けた試作品については、第1条の交付目的の遂行のため、当協議会が認めたものに対して製造方法の公開等を行うことを承諾するものとする

第8条. 認定

本補助金の交付を受けた試作品を商用に販売を行う場合において、第1条の交付目的に該当すると当協議会が認定した場合、「村上海賊を活用したご当地グルメ」として普及のための支援を実施する。

第9条. 販売

本補助金の交付を受けたものは、その試作品を商用に販売できるよう最大限の努力を行い、販売を実施すること。ただし、下記項目に該当する場合はその限りではない

- ・自然災害等、申請者に過失のない事故等により実施が不可能である場合
- ・村上海賊の名称を使用して販売を行うことが妥当ではないと当協議会が判断した場合
- ・申請者が補助金を返納し、辞退した場合
- ・その他の事由により販売が困難であると当協議会が判断した場合

第10条. 活用

第1条の交付目的に基づき、本協議会が補助対象である試作品を村上海賊のPR又は地域の活性化に活用する場合、申請者はその活用を許可し、可能な範囲において協力を行うこととする。

第11条. その他

この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、本協議会の会長が別に定める。

別表 1

補助対象事業者	因島地域（重井、大浜、中庄、三庄、田熊、土生、外浦、椋浦、鏡浦、原、洲江）において、下記のいずれかに該当する者 ・ 飲食業又は宿泊業を営む者 ・ 本補助金交付後概ね 6 ヶ月以内に飲食業又は宿泊業で開業を予定しているもの
----------------	--

別表 2

補助対象経費	補助率	補助上限
・ 試作品の作成を行うための食材費 （※アルコール類は除く）	10/10	1 事業者最大 5 万円まで ※ 1 事業者につき 1 申請のみ

別表 3

補助対象条件	村上海賊を PR するため、下記の条件①～④に該当すると本協議会が認めるもの 条件① 村上海賊又はそれに類する名称にすること 条件② 次のいずれか 1 つ以上を満たすもの ・ 瀬戸内の食材を活用 ・ 特徴的な盛り付け ・ 特徴的な味付け 条件③ 商品化を目的とし、販売用に提供を行う予定であること
---------------	---

村上海賊因島振興協議会会長 様

住所
申請者 名称
代表者名

村上海賊グルメ試作開発補助金申請書

村上海賊因島振興協議会の村上海賊グルメ試作開発補助金交付要綱の規程に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします

試作品名称			
特徴・PR ポイント ※書ききれない場合は別途用紙にご記載の上ご提出ください。			
補助金申請額 ※実費又は5万円のいずれか低い方の金額をご記載ください	円		
同意事項確認欄	裏面記載の同意事項につきまして確認し、同意いたします。 年 月 日 事業所名： 氏名：		
振込先記載欄	銀行名		支店名
	預金種別		口座番号
	(フリガナ)		
	口座人名義		

添付書類

- ・ 支払に要した費用の領収証の写し（支払品目名が判別できないものは不可）
- ・ 試作品の写真又は画像データ
- ・ 誓約書

同意事項

- ・ 補助金は予算の範囲内で交付されるため、希望した金額の全てに応じられない場合があることについて同意いたします。
- ・ 申請した試作品・商品について、村上海賊因島振興協議会が、日本遺産村上海賊の普及促進のため、他の事業者への情報の公開、販売の許可、改良等について許可することについて同意いたします。
- ・ 交付後、交付資格に該当しないとされた場合に、本補助金を返納することに同意いたします。
- ・

誓約書

私は、村上海賊グルメ試作開発補助金の交付を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 反社会的行為に関して

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていません。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

2 その他この申請に関して

- (1) 下記項目について虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。
 - ・補助金申請金額において、補助目的外で使用された金額は含まれておりません
 - ・国税、県税、市税等について滞納等はありません

村上海賊因島振興協議会 会長 様

令和 年 月 日

(申請者)
住 所
事業所名
氏 名